

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外11名

被告 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証拠説明書（17）

令和3年1月13日

大阪地方裁判所 第2民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲B号証】

| 号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|------|----------------------|-----------|---------------|---|----|
| 甲B26 | 環境基本法の解説 [改訂版] 写し | 平成14年 | 環境省総合環境政策局総務課 | 環境基本法4条の規定は、「深刻な、あるいは、不可逆的な環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合には、科学的確実性が不完全であることが、環境の保全上の支障の防止のための措置を延期するための理由とされるべきではない」と解釈されていること | |

【甲C号証】

| 号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|-------|---------------------------------------|-------------|---------------------|---|----|
| 甲C131 | 近年の気温上昇が令和元年東日本台風の大雨に与えた影響 写し | 2020年12月24日 | 気象研究所(一財)気象業務支援センター | 人為起源の温室効果ガス排出の増加等に伴う気温及び海面水温の上昇が、令和元年東日本台風(台風第19号)に伴う関東甲信地方での大雨に与えた影響を評価し、1980年以降、また、工業化以降の気温及び海面水温の上昇が、総降水量のそれぞれ約11%、約14%の増加に寄与したと見積もられ、多数の堤防決壊をもたらしたこと。 | |
| 甲C132 | 東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(概要) 写し | 2013年4月25日 | 環境省 | 関係局長級会議とりまとめは、東京電力による電源入札では石炭火力の落札の可能性があり、本入札電源の必要性を確認しつつ、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について環境省と経済産業省間で議論し、合意が得られたものであること。 | |

| | | | | | |
|-----------|---------------------------------|----|-----------------|---|--|
| 甲C 133 | 火力電源の入札募集の実施について | 写し | 2012年 11月5日 | 東京電力 https://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1222411_1834.html | 東京電力が2012年11月56日に、上限価格を9.53円/kWhとして、平成31年6月から平成33年6月までに供給開始する火力電源260万kWを一括募集するとしてプレスリリース。 |
| 甲C 134 | 発電所設置の環境アセスメント迅速化等に関する連絡会議中間報告 | 写し | 2012年 11月27日 | 環境省・経済産業省 | 火力発電所リプレース等における環境アセスメントの簡素化・迅速化等を検討すべく環境省と経産省で協議し、とりまとめた中間報告。ここで、環境アセスメントにおけるCO2に関する環境影響の扱いを整理し、①新たに設置する設備がBAT2となっているか、②国等の計画との整合性がとれているか、という2つの観点が評価の軸でとりまとめることとなり、局長級取りまとめに至ったものであること。 |
| 甲C 135 | 石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の見解 | 写し | 平成25年 4月1日 | 規制改革会議 | 福島原発事故後、安価で安定的なエネルギー供給の支障を克服するため、当面、石炭火力の位置づけを見直し、その役割を高めていくことが喫緊の課題であるとし、環境省と経済産業省に環境アセスメントに関する協議を加速し、1箇月以内に結論を得るよう指示した規制改革会議の見解 |
| 甲C 136 | 燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン | 写し | 平成25年 4月26日 | 内閣官房 外務省 経済産業省 環境省 | エネルギー選択肢増強による交渉ポジションの強化の位置づけで、経済産業省、環境省がエネルギー選択肢増強の文脈で、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」取りまとめによる環境アセスメントにおけるCO2の取扱いに基づき適切に審査を行うとされたこと。 |

| | | | | | |
|----------|---|----|---------------|---------------------|--|
| 甲D 25 | 神鋼石炭火力発電に対する経産省確定通知取消訴訟・意見陳述書 | 原本 | 2021年 1月2日 | 原告 [redacted] | 原告[redacted]が[redacted] [redacted] [redacted]、気候変動問題への危機感を有し、行動する若年世代であること等 |
| 甲D 26 | 原告らの住所地を示した図 | 写し | 2021年 1月 | 原告ら代理人 | 原告らの居住地 |
| 甲D 27 | 原告らの住所地と新設発電所建設地からの同心円（3km、20km）を示した図 | 写し | 同上 | 原告ら代理人 | 原告らの居住地と新設が予定されている発電所からの距離 |
| 甲D 28 | ハザードマップに原告[redacted]・原告[redacted]の住所地を重ね合わせた図（高潮浸水関連） | 写し | 2020年 4月 | 原告ら代理人 | 原告らのうち[redacted]が「高潮浸水想定区域」内に居住しており、高潮の具体的危険ないし客観的リスクが認められること |
| 甲D 29 | ハザードマップ（原告[redacted]の住所を表示） （土砂災害及び洪水関連全体図） | 写し | 2021年 1月 | 兵庫県 | 原告[redacted]の住所が、土砂災害警戒区域内にあること |
| 甲D 30 | 原告居住地等・被害影響一覧表 | 写し | 2021年 1月 | 原告ら代理人 | 原告らの居住地と新設発電所建設地との距離、大気汚染による被害を受ける可能性の有無、原告らの一部が高潮・土砂災害による危険を特に受けやすいと考えられる場所に居住していること、原告らの一部が熱中症により特に被害を受けやすいと考えられる年齢層であること等 |
| 甲D 31 | 行政法の新構想 3 行政救済法 「行政介入請求権と危険管理責任」 | 写し | 2008年 12月 | 有斐閣 （出版） 宇賀克也 | 生命・健康等への 損害を防止するための行政庁の義務について等 |

以上